

# 中国人留学生の社会言語的規範

## ー友人日本人学生との接触場面会話およびフォローアップインタビューからー

勝田順子(志學館大学)

### 1. はじめに

日本に在留する外国人および、その中で大学などに在籍する留学生は増加しており、また訪日外客数も増加の一途を辿っている(出入国管理庁, 2023; 日本観光局, 2023)。このような日本社会の現状を背景として、日本人と外国人の接触場面は年々増加している。このような接触場面のコミュニケーションにおいては、両者の文化的背景が異なることから、日本人同士のそれに比してより多くの問題が発生することが予想される。コミュニケーション上の問題は、差異や違和感を感じるレベルのものから、誤解をひきおこし両者の関係に否定的な影響を与えるものまでである。しかし、その差異、違和感や誤解については、参加者の一方のみが認知している場合や、認知している場合であっても、その原因を十分に理解できない場合も多い。

このような接触場面で起こる問題についての研究は多くの蓄積がある。しかし、その研究対象は実際に現れた言語や文化に関する問題や、その問題に対して参加者が取った調整行動といった、接触場面で実際に表出した現象に関するものが多くを占めている。一方で、その問題が起こった背景にある、参加者に内在する「規範」に焦点を当てた研究(村岡, 2006; 加藤, 2010 他)は比較的少なく、また規範の国・文化別、個別の相違については今後の研究が待たれる。これらの規範を明らかにすることは、それぞれの国・文化別および個別の行動を特徴づけるものの背後にある考えを知ることであり、それらを理解することは誤解の少ない、より良いコミュニケーションにつながると考える。

そこで、本研究では、言語管理理論(ネウストプニー, 1995 他)の立場から、中国人留学生(大学生・大学院生)とその友人である日本人学生(大学生・大学院生)の日本語接触場面会話およびフォローアップインタビュー(以下 FI と略す)を資料として、Cが保持している規範の一端を示すことを目的とする。

### 2. 先行研究

ネウストプニーが提唱した「言語管理理論」においては、言語に対する行動は規範からの逸脱、逸脱の留意、留意された逸脱の評価、調整計画、調整計画の実施というプロセスを経て実行されるとする(村岡, 2006)。この言語管理理論の規範について、加藤(2010)は「コミュニケーション、あるいはインターアクションというプロセスの背景に、参加者が内在化した種々の『行動規定』がある」(ネウストプニー, 1998)の「行動規定」を「規範」として捉え、「規範」を「日本語母語話者(母語話者)」および「非日本語母語話者」などが持つものとしている。本研究では非日本語母語話者の持つ規範を明らかにすることを目的にしているため、加藤(2010)の概念を使用する。

また、ネウストプニー(1995)は、インターアクションに必要な能力を「言語能力」「社会言語能力」「社会文化能力」としている。加藤(2010)は、この3つの能力は、インターアクションのための規範と対応しているとされておりと述べ、それぞれの規範を「言語的規範」「社会言語的規範」「社会文化的規範」と呼び、分析している。本稿ではこの立場を踏襲し、またこの3つの規範のうち、「社会言語的規範」について分析する。

加藤(2010)は、ネウストプニーの言語管理理論を枠組みとし、大学機関の日本人学部生及び留学生(学部留学生、大学院生、日本語研修課程生)計26人(13組)の初対面接触場面会話の規範を分析した。中でも、「内容」に関する社会言語的規範については、「連带的距離を縮小せよ」「連带的距離を保持せよ」「地位的距離を保持せよ」「尊重を示せ」の4つの規範が顕在化していたことを示している。

### 3. 研究方法

2019年12月から2021年5月にかけて、友人関係にある中国人留学生(大学生、大学院生、以下Cと略す)と日本人大学生・大学院生(以下Jと略す)の会話収録(20組、各30分程度)およびFI(40人、各1時間~2時間程度)<sup>1</sup>を行った。調

<sup>1</sup>会話収録およびFIは、対面で行ったものが7組、コロナ禍のためZoomを使用して行ったものが13組である。

査協力者の募集においては、中国人留学生に対して、「中上級以上の日本語能力を持ち、日本人大学生/大学院生の友人を持つ者」であることを条件とした。中国人留学生の属性は表1の通りである。

会話は、「共通の話題（共通の友達、サークル、趣味など何でも）」および、「最近楽しかった、驚いた、悲しかった、腹が立ったことなど」について、15分ずつ話すように依頼した。会話収録直後（対面）または、会話収録後できるだけ早く（Zoom）FIを行った。FIは再生刺激法を用いた半構造化インタビューであり、J、Cの順に行った。FIでは、会話中に(1)相手の言語・非言語行動について違和感を感じた点、および(2)自身の行動で良くなかったと思う点を、それらが現れた時点で録画を止めて説明してもらった。また、(1)(2)以外にも、(3)筆者が必要だと考えた点について適宜質問を行った。会話およびFIは全て文字化し、Cの社会言語的規範を示す箇所を分析した。

表1 中国人留学生の属性

番号	性別	年齢	学年	日本語能力	番号	性別	年齢	学年	日本語能力
C1 <sup>2</sup>	女	20代前半	学部2年生	上級	C11	女	10代後半	学部1年生	上級
C2	男	20代後半	学部3年生	上級	C12	男	20代後半	修士2年生	上級
C3	男	20代前半	学部3年生	上級	C13	女	20代後半	博士2年生	超級
C4	男	20代前半	学部1年生	上級	C14	女	20代後半	修士1年生	中上級
C5	男	20代前半	学部3年生	上級	C15	男	10代後半	学部1年生	上級
C6	女	20代後半	修士2年生	中上級	C16	女	20代前半	学部1年生	上級
C7	男	20代前半	学部2年生	上級	C17	女	20代前半	修士1年生	中上級
C8	女	20代前半	学部3年生	上級	C18	女	30代前半	修士1年生	中上級
C9	男	20代前半	学部2年生	上級	C19	男	20代前半	学部4年生	上級
C10	男	20代前半	学部1年生	上級	C20	女	30代前半	修士2年生	中上級

#### 4. 研究結果

本研究では、Cの社会言語的規範として、[①あいづち]<sup>3</sup> [②話す内容] [③不理解語]に関するものが得られた。4.1で[①あいづち]、4.2で[②話す内容]、4.3で[③不理解語]について述べる。

##### 4.1 [①あいづち] についての規範

[①あいづち] について、中国人は中国人と（中国語で）話す際、あいづち<sup>4</sup>を、(中A)「打たない」と(中B)「打つ」という相反する2つの規範が得られた。また日本人と（日本語で）話す際の規範は、自身があいづちを、(日A)「打たない」と(日B)「打つ」というものであった。具体的には、[①あいづち]についての留意があったCは6名である。上記の規範について以下の表2に示す。

表2 中国人留学生の「あいづち」についての規範

	Cの規範	人数（話者番号）
1	(中A)中国人は中国人との会話ではあいづちを打たない (日A)日本人との会話では、あいづちを打たない	1名 (C20)
2	(中B)中国人は中国人との会話ではあいづちを打つ (日B)日本人との会話では、あいづちを打つ	2名 (C13, C17)
3	(中A)中国人は中国人との会話ではあいづちを打たない (日B)日本人との会話では、あいづちを打つ	3名 (C4, C10, C18)

表2より、(中A) および(日A) の規範を保持していたCは1名 (C20) である。C20は「あいづちを打たない」という中国語規範を日本語接触場面でも踏襲しているといえる。C20は中国人ならじっと聞かすが、日本人はあいづちが多すぎると時々感じており、相手がきちんと聞いていないと感じることがあるという。一方で、日本のアニメやドラマであいづちやうなずきをよく見ることから、あいづちを学んでいるところだという。これは、あいづちに一部否定的な評価をしながらも、日本文化のインプットにより、あいづちの「再評価の可能性」があることを示している。村岡(2006)は、否定的評価が留保されるプロセスは「非評価化」と呼ばれており、非評価化された判断は新たな文化インプットをもとに、肯定的あるいは否定的な「再評価」へ至るとしている。

一方、(中B) および(日B) の規範を持つ者は2名 (C13, C17) で、この2名は「あいづちを打つ」という中国語規範を日本語接触場面でも踏襲しているといえる。また(中A) および(日B) の規範を保持する者は3名 (C4, C10, C18) で、この3名は中

<sup>2</sup> 中国人留学生はC1～C20と示す。

<sup>3</sup> [①あいづち] については、勝田(2023)に加筆・修正を施したものである。

<sup>4</sup> あいづちには、言語的あいづちおよび非言語的あいづち（うなずき）を含む。

国語規範ではあいづちを打たないが、日本語接触場面ではあいづちを打つという規範に変化した者である。Cがこのような日本語接触場面での規範を持つに至った要因は、少なくとも (1) 日本人との会話体験による意識の変化 (3名: C4, C10, C18), (2) 日本語教員によるあいづちの導入 (1名: C10) の2つがある。例えば、C10は日本に来た当初はあいづちについて意識していなかったが、日本人があいづちを打つのを経験したり (1), また日本語教員があいづちの紹介を行ったため (2), 自身があいづちを打たないのは良くないと考えるようになった。

以上より、中国語規範の差異に関係なく、Cの日本語接触場面でのあいづち使用の規範は、「あいづちを使用する」、あるいは「あいづちを使用する可能性がある」だといえる。

また、あいづちの中国語規範には相反する2つのものがあることがわかる。このように相反する中国語規範が出現した要因は、中国の地域性を考慮に入れると説明ができる可能性がある。つまり、羅 (2018) は、「従来の研究では、中国語母語話者の会話において、相づちは頻度が低く、文末、あるいは1つのまとまった意味のあるところで打たれるなどの点が指摘されている」とした上で、中国天津方言話者の会話ではあいづちの頻度が高く、形式のバリエーションが豊富であることを示した。よって、中国人のあいづち行動は、地域によるバリエーションがあることがわかる。また、それが日本語接触場面において母語転移を起こす可能性があると考えることが可能である。ただし、本研究の中B「中国人はあいづちを打つ」と答えた3人の出身は、C13 (不明)、C17 (江蘇省南京市)、C19 (湖北省武漢市) であり、これらの地方でのあいづちの有無・頻度および日本語接触場面会話への転移についての知見は今後の課題である。

#### 4.2 [②話す内容] についての規範

[②話す内容] について、Cの中国語規範には、(中C)「思っていることをはっきり言う」、また個人規範には、(個D)「思っていることをはっきり言わない」という相反する規範が示された。一方で、日本語接触場面では、(日D)「日本人には思っていることをはっきり言わない」という、日本語母語話者の規範 (だとCが考えるもの) に従うことが示された。具体的には、[②話す内容] についての留意があったCは8名である。上記の規範について以下の表3に示す。

表3 中国人留学生の「話す内容」についての規範

	Cの規範	人数 (話者番号)
1	(中C)中国人は中国人との会話では思っていることをはっきり言う (日D)日本人との会話では、日本人には思っていることをはっきり言わない	7名 (C1, C2, C3, C7, C8, C9, C17)
2	(個D)中国人は中国語との会話では思っていることをはっきり言わない (日D)日本人との会話では、日本人には思っていることをはっきり言わない	1名 (C16)

表3より、Cは(中C)「中国人は中国人との会話では思っていることをはっきり言う」が、(日D)「日本人との会話では思っていることをはっきり言わない」という規範を持っている者が多くいることが示された。また(日D)の規範を持った要因には少なくとも以下の3つがある。つまり、(1) Jによる依頼 (1名 C1), (2) 日本人による指摘 (2名 C1, C3), (3) 日本人の言語・非言語行動への気づき (「相手の発話の有無・表情・言動による気づき」) (2名 C2, C8) である。

例えば、C1は最初は中国語規範の(中C)をJにも使用していたが、「友達だからといって何でも言えるわけではないので、気をつけてほしい」旨をJに言われた(1)ことや、日本人から「日本人の友達同士でもはっきり言わないものである」旨を聞いたこと(2)により、(日D)の規範を持つに至った。また、C3は普段の生活の中で、日本人が物事をはっきり言わないことに気づき(3)、さらにキャリアセンターの教員から(日D)の規範について聞いて(2)、その規範が形成された。

以上から、[②話す内容] について、Cの多くが考える中国語規範は、「思っていることをはっきり言う」であるが、日本語接触場面では、8名全員が日本語規範 (だとCが考えるもの) に従うことが明らかになった。またその規範を保持するに至った要因はさまざまで、複数の要因の組み合わせによる者もみられた。

#### 4.3 [③不理解語] についての規範

[③不理解語] について、Cの中国語規範は、(中E)「中国人の友達にはわからない言葉・内容があれば聞く」、日本人の友達との会話での規範は、(日E)「わからない言葉・内容があれば聞く」と(日F)「わからない言葉・内容があっても聞かずに、推測する」というものである。具体的には、[③不理解語] についての留意があったCは10名である。上記の規範について以下の表4に示す。

表4より、Cの中国語規範では、(中E)「友達にはわからない言葉・内容があれば聞く」者が3名(C7, C9, C12)、日本語接触場面では、(日F)「日本人の友達にはわからない言葉・内容があっても聞かずに、推測する」者が多い(8名 C3, C8, C9, C10, C14, C15, C16, C19) ことがわかる。このような日本語接触場面規範(日F)を保持するに至った要因には、少なくとも (1) 発話全てを理解する必要性の否定 (C10, C16), (2) 不理解語を聞くことによる悪印象の回避(C9), (3) 不理解語を聞くこと

への心理的抵抗(C16)の3つがみられた。

例えば, C9 は J の発話「魅力屋」が店名であることがわからず, 聞いている。しかし, それは良くなかったとし, 「わからない語があっても聞かずに, 知っているふりをしたほうがよい」と述べている。それは日本人との円滑なコミュニケーションのためであり, また聞くことによって, 真面目に聞いていないという印象を持たれるからである(2)という。また C16 は J の発話「ボカロ」の意味がわからなかったが, 聞くことはしていない。それは大体の意味はわかったこと(1)や聞く勇気がなかったこと(3)が要因である。

表4 中国人留学生の「不理解語」についての規範

	Cの規範	人数 (話者番号)
1	(中) 中国人は中国人の友達との会話で, わからない言葉・内容があれば聞く (日) 日本人の友人との会話で, わからない言葉・内容があれば聞く	2名 (C7, C12)
2	(中) 中国人は中国人の友達との会話で, わからない言葉・内容があれば聞く (日) 日本人の友人との会話で, わからない言葉・内容があっても聞かずに, 推測する	1名 (C9)
3	(中?) (不明) (日) 日本人の友達との会話で, わからない言葉・内容があっても聞かずに, 推測する	7名 (C3, C8, C10, C14, C15, C16, C19)

## 5. 結論

本研究では, Cが持つ社会言語的規範のうち, [①あいづち] [②話す内容] [③不理解語]に関するものが明らかになった。[①あいづち]については, 中国語規範が複数存在する可能性について述べ, その要因が中国文化の地域的差異にある可能性について述べた。またCの日本語接触場面におけるあいづちの規範については, 日本語規範と類似した母語規範を適用していたり, 母語規範が日本語規範と異なる場合も, 日本語規範に従うあるいは従う可能性があると言えた。

次に, [②話す内容]については, 「中国人は中国人との会話では思っていることをはっきり言う」が, 「日本人との会話では思っていることをはっきり言わない」という規範を持っている者が多いことが示された。この場合, 中国語規範は日本語接触場面では使用されず, 日本語規範に従うという姿勢が多くみられた。そのような規範は, Cが日本人との接触経験(Jや日本人の発話, 自身による気づき)を通して得たものであった。

最後に, [③不理解語]については, 中国語規範では, 「友達にわからない言葉・内容があれば聞く」が, 日本語接触場面では, 「日本人の友達にはわからない言葉・内容があっても聞かずに, 推測する」者が多いといえた。そして, 母語規範を使用せず, 日本語接触場面という接触場面特有の規範が用いられていたといえた。またこの規範が使用されているのは, Cの日本語能力不足によるものではなく, むしろ心理的要因にあるといえそうであることがわかった。

これらの結果より, 中国人留学生の母語の社会言語規範, および日本語接触場面における社会言語規範の一端が明らかになった。今後, 中国人留学生の保持する他の社会言語的規範についても, 知見を蓄積していくことが必要である。

## 謝辞

本研究は, JSPS 19K13232 の助成を受けたものです。

## 参考文献

- 加藤好崇(2010). 異文化接触場面のインターアクション—日本語母語話者と日本語非母語話者のインターアクション規範 東海大学出版会
- 勝田順子(2023). 中国人留学生の「聞き手行動規範」-友人日本人大学(院)生との接触場面会話およびフォローアップインタビューから- 志學館大学人間関係学部研究紀要, 44, 17-27.
- 村岡英裕(2006). 接触場面における社会文化管理プロセス-異文化の中で暮らすとはどのようなことか- 日本語教育の新たな文脈 pp. 72-194.
- ネウストプニー, J.V. (1995). 日本語教育と言語管理 阪大日本語研究, 7, 67-82.
- ネウストプニー, J.V. (1999). コミュニケーションとは何か 日本語学, 18(6), 4-16.
- 日本政府観光局 (2023). 訪日外客統計 <https://www.jnto.go.jp/statistics/data/visitors-statistics/> (2023年12月6日閲覧)
- 出入国管理庁 (2023) 令和5年6月末現在における在留外国人数について [https://www.moj.go.jp/isa/publications/press/13\\_00036.html](https://www.moj.go.jp/isa/publications/press/13_00036.html) (2023年12月6日閲覧)
- 羅希(2018). 中国語天津方言における相づちの特徴—頻度, 形式, 出現位置そして場面に注目して- 社会言語科学, 21(2), 271-285